様式第1号(第5条関係)

令和8年度

松本市放課後児童健全育成事業登録申請書

令和　　年　　月　　日

(あて先)松本市長

放課後児童健全育成事業に登録したいので、「**放課後児童健全育成事業利用のご案内**」の内容を承諾し、次のとおり申請します。なお、登録資格確認のため、住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

申請保護者　〒　　－

住所

ふりがな

氏名
(代表保護者)

電話　　－　　－

利用施設　　**児童館 ・児童センター ・放課後児童クラブ**

施設コード			児童コード									

申請種別	新規登録・期間変更・時間変更・氏名変更(旧氏名:　　)・支払区分変更 住所変更・勤務先変更・施設変更・代表保護者変更・減免申請・退館・申請取下

ふりがな 登録児童氏名	生年月日	年齢(R8.4.1時点) 学年	小学校	町会名	性別
	平成・令和 年　月　日	歳 (　年生)	小学校	町会	男・女

兄弟姉妹で登録が(ある ・ ない)　ある場合→	登録人数は(　)名、その内の(　)番目

登録期間	期間	年　月　日 から　　年　月　日まで		
登録時間	□ 17時まで　□ 18時まで　□ 19時まで		変更適用月	月から
迎えの時間の目安	時　分			
利用する曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土			
登録理由	□ **留守家庭**	□ その他　理由(　)		
支払区分	□ 口座振替	□ 前年度までに口座振替依頼書を金融機関に提出済み 新一年生の場合: □兄・姉の利用料振替用として登録済みの口座を利用		
		□ 新規、または変更で金融機関に口座振替依頼書を提出		
	※ 口座振替取扱金融機関 : 八十二銀行・長野銀行・ゆうちょ銀行・JA松本ハイランド・JAあづみ ※ 保育園の保育料等の登録口座は、放課後児童健全育成事業用の振替口座として自動的に引き継ぐことはできません。放課後児童健全育成事業用に口座振替依頼書を金融機関宛に新規提出していただく必要があります。			
	□ 納付書	※毎月中旬過ぎ頃に送付する納付書により納付してください。納期限内に限り、納付書のバーコードによりコンビニエンスストア、クレジットカード、電子マネー、インターネットバンキングでの支払いが可能です。納期限後は、銀行にて納付してください。		

減免申請欄　以下の理由により、利用料の免除・減額を申請します。			
減免の理由	□生活保護　□児童扶養手当　□就学援助(準要保護)　□住民税非課税世帯 ※減免を申請する場合、本紙上部「申請種別」欄の「減免申請」に必ず○を付してください。		
市記入欄	確認日		免除 ・ 減額 ・ 無効

施設長記入欄　(こども育成課への連絡事項等)	施設長	入力	確認	最終確認	受付印
新規 ・ 継続　　□長期休み期間のみの利用	㊞				

様式第1号(第5条関係)

1 世帯構成

同居家族氏名 ※登録児童は記入不要	児童との続柄	生年月日	勤務先名	勤務先電話番号	迎えに来る方に○をしてください	備考
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	
		M・T・S・H・R 年 月 日		- -	迎	

・保護者以外の同居家族でも、昭和36年4月1日以降の生年月日の方は就労証明書等が必要です（児童の兄弟姉妹は除く）。
・利用料の未納が１カ月以上続いた場合、勤務先等へ連絡させていただくことがあります。

2 健康状態

健康状態	健康状態	1. 良好　2. 病弱等　3. アレルギー　4. その他				
	アレルギーがある場合は、該当する症状に○をしてください。					
	①気管支喘息　②アレルギー性鼻炎　③アレルギー性結膜炎　④アトピー性皮膚炎　⑤じん麻疹 ⑥食物アレルギー　⑦アナフィラキシー　⑧その他（　　）					
	アレルギーの詳細					
	健康状態、児童の特性について特に注意してほしい事項					
	障害がある場合は、身体障害、知的障害等、障害の区分および等級を記入してください。					
	かかりつけ医療機関名		担当医		電話	

3 緊急連絡先

緊急連絡先	1 氏名	電話(　－　－　)	[携帯・勤務先・自宅]
	2 氏名	電話(　－　－　)	[携帯・勤務先・自宅]
	3 氏名	電話(　－　－　)	[携帯・勤務先・自宅]

4 同居していない児童の親族で迎えにくる方

氏名	続柄

住 所	
電話番号	

5 添付書類

・就労証明書
・公的機関により、障害児または支援が必要であると認められる児童にあっては、
□ 身体障害者手帳の写し
□ 療育手帳の写し
□ 特別児童扶養手当認定通知書の写し
□ 医師、児童相談所、学校等の公的機関の証明書の写し